

茂原市学校再編基本計画 (案)

平成29年3月
茂原市教育委員会

はじめに

全国的に進行している少子化により、茂原市においても児童生徒数が減少し、小学生は昭和 58 年度の 8,210 人をピークに平成 28 年度は 4,100 人に、中学生は昭和 62 年度の 4,350 人をピークに平成 28 年度は 2,263 人にそれぞれ減少しており、今後も減少が続くものと見込まれます。

小中学校の義務教育は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」（教育基本法第 5 条第 2 項より抜粋）が目的とされておりますが、これには一定の集団規模が必要で、小中学校の過度な小規模化の進行は望ましいものではありません。

このような状況の中、文部科学省は平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。また、これを受け、茂原市教育委員会では同年 3 月に、公立小中学校の適正規模について、小学校は 12～18 学級、中学校は 9～18 学級と決めました。

現状と比較すると、適正規模を満たしている学校は、小学校が 14 校中 6 校、中学校が 7 校中 4 校となっており、小中学校の再編は避けて通れない課題となっております。

茂原市教育委員会では、平成 28 年 10 月に「茂原市学校再編計画審議会」（以降「審議会」と言います）を設置し、学識経験者、PTA、自治会など様々な立場から意見をいただきました。その中で、子どもたちにとってより良い教育環境を確保することを第一に考え策定したのが、この「茂原市学校再編基本計画」です。

本計画では、基本的な方針として、…こととしております。

……

……

今後、この基本計画をもとに学校再編の具体案を定めた実施計画を策定してまいります。その過程において地域や保護者の方への説明会を実施するなど、周知に努めてまいりますので、市民の皆さまにおかれましても本計画の趣旨を理解し、ご協力くださるようよろしくお願いいたします。

平成 29 年 3 月
茂原市教育委員会

目次

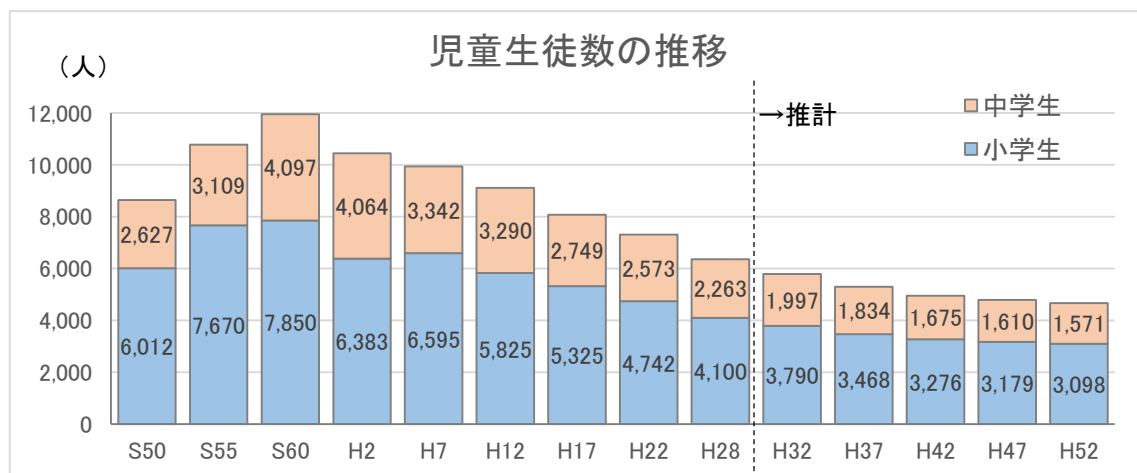
I	計画策定にあたって	3
1.	計画策定の趣旨	3
2.	計画の位置付け	4
3.	計画の期間	4
II	茂原市の小中学校の現状及び今後の見込について	5
1.	茂原市の人口推移	5
2.	小中学校の現状と今後の見込	6
(1)	学校ごとの児童生徒数及び学級数の推移	6
①	小学校	6
②	中学校	7
(2)	学校運営の現状	7
(3)	児童生徒数の推計方法について	8
①	全体の児童生徒数について	8
②	学校ごとの児童生徒数について	8
III	学校再編の基本的な考え方（基本方針）について	11
1.	茂原市教育施策の大綱	11
2.	小中学校の適正規模	12
3.	小規模校のメリット・デメリット	13
4.	学校再編の考え方	14
5.	学校再編の基本方針	15
IV	資料	17
1.	茂原市学校再編計画審議会について	17
2.	諮問書及び答申書	22
3.	各小中学校の概要	24
4.	保護者アンケートの概要	25
5.	計画素案に対するパブリックコメントの概要	26

I 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

茂原市では、平成 28 年 4 月に策定した「茂原市教育施策の大綱」により、①社会を生き抜く力の育成、②心を育む人間教育の推進、③芸術・文化・スポーツの振興、④茂原を愛する心の育成、の 4 つを基本方針として、市長と教育委員会が協力し、各種施策の推進に取り組んでおります。

一方、少子化の進行により、本市の小学生は昭和 58 年度の 8,210 人をピークに、平成 28 年度は 4,100 人に、中学生は昭和 62 年度の 4,350 人をピークに、平成 28 年度は 2,263 人に減少しており、今後も以下のとおり減少が続くものと見込まれます。



※H32 以降は「茂原市人口ビジョン」で各種施策を実施する前の数値より推計

また、平成 28 年 5 月 1 日時点で適正規模¹⁾（小学校 12～18 学級、中学校 9～18 学級）を満たす学校は、小学校が 14 校中 6 校（東郷小、茂原小、五郷小、萩原小、中の島小、東部小）、中学校が 7 校中 4 校（東中、富士見中、茂原中、南中）となっており、学校の小規模化が進んでいる状況にあります。

本市の教育基本方針に沿った教育施策を遂行していくにあたっては、将来にわたり適正な規模の児童生徒数を維持し、子どもたちにとってよりよい教育環境を確保することが必要です。

このため、平成 28 年 10 月に「茂原市学校再編計画審議会」を設置し、平成 52 年（2040 年）までの児童生徒数推計を見据えたうえで、様々な観点から審議を行い、この基本計画を策定いたしました。

¹⁾ 適正規模：児童生徒の教育環境のため確保することが望ましいとしている一定の集団規模。詳しくはⅢ章の 2 を参照。

2. 計画の位置付け

本計画は、茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方を示した「基本計画」となります。この考え方をもとに、学校ごとの要件を勘案しながら、今後具体的な学校名や再編時期を定めた「実施計画」を策定していきます。

なお、西陵中学校については、本計画を審議する前に、以下のとおり方向性を示しておりますので、本計画に併せて掲載しております。

※参考：西陵中学校及び富士見中学校区の学校選択制について

西陵中学校及び富士見中学校区は、「学校選択制」を導入しており、今後の児童生徒数の見込により、以下のとおり判断することが平成24年10月25日の教育委員会で決定しています。

【判断基準】

平成29年4月1日時点で、西陵中学校が各学年複数学級となった、またはそうでない場合でも顕著な増加傾向が継続して見込まれる状態にあるか。

① その状態にある場合

選択制の期間を再延長する。

② その状態にない場合

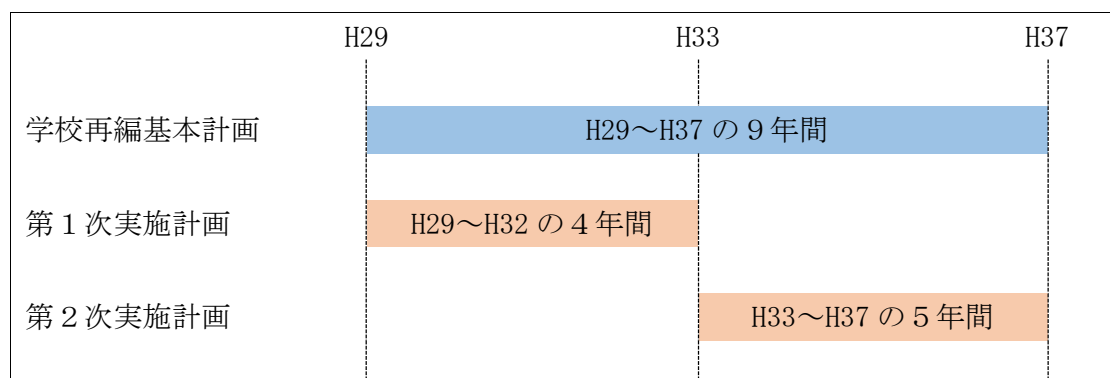
選択制を終了し、西陵中学校は原則として平成29年4月1日に入学した生徒の卒業をもって閉校とし、平成32年4月1日に富士見中学校に統合する。

3. 計画の期間

基本計画の期間は、平成29年度から平成37年度までの9年間とします。

今後策定する実施計画の期間については、第1次実施計画を平成29年度から平成32年度までの4年間、第2次実施計画を平成33年度から平成37年度までの5年間とします。

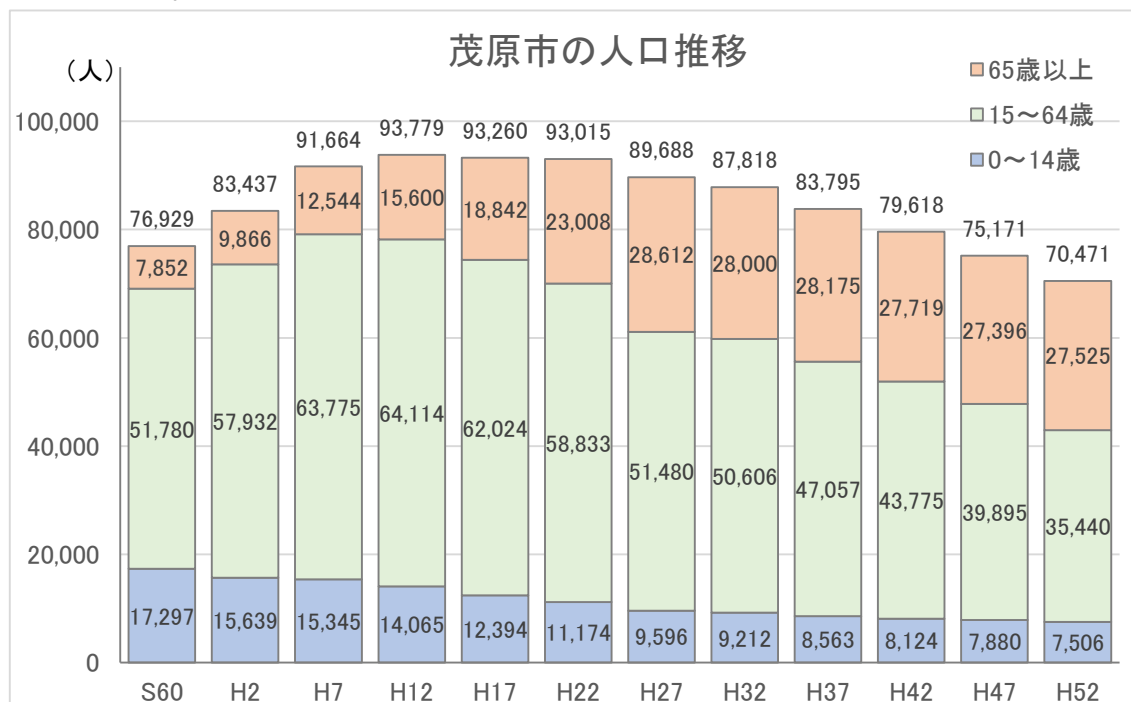
また、第2次実施計画を策定する前に、人口や児童生徒数の推計見直しを行い、必要に応じて基本計画の見直しを行います。



Ⅱ 茂原市の小中学校の現状及び今後の見込について

1. 茂原市の人口推移

国勢調査では、茂原市の人口は平成 12 年をピークに減少し始めております。15 歳未満の年少人口に限れば、昭和 60 年からすでに減少が始まっています。全国的な少子高齢化の影響で、今後も総人口や年少人口は減少するものと見込まれます。



※H27 までは国勢調査（年齢不詳は 65 歳以上にカウント）、H32 以降は「茂原市人口ビジョン²⁾」で各種施策を実施する前の数値

²⁾ 茂原市人口ビジョン：平成 27 年 10 月に市で策定したもので、2040 年（平成 52 年）までの人口推計と、各種施策の実施による目標人口を定めたもの。

2. 小中学校の現状と今後の見込

(1) 学校ごとの児童生徒数及び学級数の推移

I章で述べたとおり、本市の児童生徒数はピーク時の約半分に減少しており、今後も減少が続くものと見込まれます。

平成28年度以降の学校ごとの児童生徒数と学級数推移³⁾は、以下のようになります（端数調整の関係で合計が合わないことがあります）。

①小学校

	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H28対H52
東郷小	517	484	447	423	413	405	△ 21.7%
豊田小	257	257	234	215	209	201	△ 21.8%
二宮小	128	106	99	98	90	86	△ 32.8%
茂原小	355	350	330	317	316	320	△ 9.9%
西小	255	200	188	176	162	151	△ 40.8%
五郷小	340	263	228	210	187	167	△ 50.9%
鶴枝小	210	171	146	136	125	115	△ 45.2%
萩原小	541	518	471	462	464	463	△ 14.4%
中の島小	366	354	322	305	305	303	△ 17.2%
本納小	175	149	127	111	100	89	△ 49.1%
新治小	43	32	24	22	19	15	△ 65.1%
豊岡小	227	192	166	148	133	123	△ 45.8%
東部小	517	557	541	515	522	535	3.5%
緑ヶ丘小	169	157	144	138	135	124	△ 26.6%
計	4,100	3,790	3,468	3,276	3,179	3,098	△ 24.4%

	H28	H32	H37	H42	H47	H52
東郷小	17	18	14	14	12	12
豊田小	11	12	12	8	6	6
二宮小	6	6	6	6	6	6
茂原小	12	12	12	12	12	12
西小	11	6	6	6	6	6
五郷小	12	12	8	6	6	6
鶴枝小	8	6	6	6	6	6
萩原小	18	18	18	18	18	18
中の島小	13	12	12	12	12	12
本納小	7	6	6	6	6	6
新治小	5	4	4	4	4	4
豊岡小	9	6	6	6	6	6
東部小	18	18	18	18	18	18
緑ヶ丘小	6	6	6	6	6	6
計	153	142	134	128	124	124

※色付きは適正規模（12～18学級）を満たさないことを示す。

³⁾ 平成28年は5月1日現在の実績。平成32年以降の推計方法は(3)を参照。

学級数の推計については、全学年同人数と仮定し、現在の学級数の千葉県基準（小1、小2、中1は1学級35人まで、それ以外は1学級38人まで）に当てはめて計算したもの。

②中学校

生徒数の推移 (単位：人)

	H28	H32	H37	H42	H47	H52	H28対H52
東中	437	370	370	339	327	323	△ 26.1%
富士見中	418	358	327	301	284	269	△ 35.6%
茂原中	420	414	379	350	344	347	△ 17.4%
南中	486	435	419	380	377	380	△ 21.8%
本納中	252	209	172	148	132	119	△ 52.8%
早野中	175	148	106	102	91	81	△ 53.7%
西陵中	75	63	61	54	54	52	△ 30.7%
計	2,263	1,997	1,834	1,675	1,610	1,571	△ 30.6%

学級数の推移

	H28	H32	H37	H42	H47	H52
東中	12	12	12	10	10	10
富士見中	12	12	10	9	9	9
茂原中	12	12	12	12	12	12
南中	14	13	12	12	12	12
本納中	8	6	6	6	6	6
早野中	6	6	4	3	3	3
西陵中	3	3	3	3	3	3
中学校	67	64	59	55	55	55

※色付きは適正規模（9～18学級）を満たさないことを示す。

(2) 学校運営の現状

各学校における学校運営上の課題について確認したところ、小規模の小中学校から以下のようなことが挙げられました。

- ・児童生徒間の関係が固定的である。
- ・人数の関係で、学習活動や部活動、バスの利用等が自然と制限される。
- ・教職員が少なくボランティアも高齢化し、校内の環境整備が困難である。

また、規模に関わらず多くの学校から施設設備の老朽化、運営予算の不足等が挙げられており、建物の更新費用を含む教育予算の確保が課題であることも考慮しなくてはならない状況にあります。

(3) 児童生徒数の推計方法について

①全体の児童生徒数について

- ・茂原市人口ビジョンの基礎数値（5 ページ参照）をベースに計算しました。
具体的には、5 歳ごとの推計人数から以下のように計算しました。

例 5～9 歳の人数 500 人 → 5～9 歳がそれぞれ 100 人ずつと仮定
 10～14 歳 // 600 人 → 10～14 歳がそれぞれ 120 人ずつと仮定
 ⇒小学生を 6～11 歳とし、 $100+100+100+100+120+120=640$ 人
 中学生を 12～14 歳とし、 $120+120+120=360$ 人

②学校ごとの児童生徒数について

- ・平成 28 年 4 月 1 日現在の字ごとの住民基本台帳をベースに、コーホート変化率法により計算しました。

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

- ・変化率については、H24 から H28 までの 4 年間の変化率を用いました。
なお、この間に住民基本台帳における外国人の取扱いの変更があったため、日本人のみの変化率を用いています。

具体的には以下のようになります。

- ・まず、字と学区が概ね 1 対 1 で対応する（対応表は省略）ものとし、学区ごとに住基人数を分けました。
- ・次に、各年代における H24 から H28 の変化率を計算しました。
- ・また、0～4 歳の出現率（≡出生率）については、H24 から H28 の「0～4 歳人口 ÷ 15～49 歳人口（出産可能年齢）」の平均を用いました。

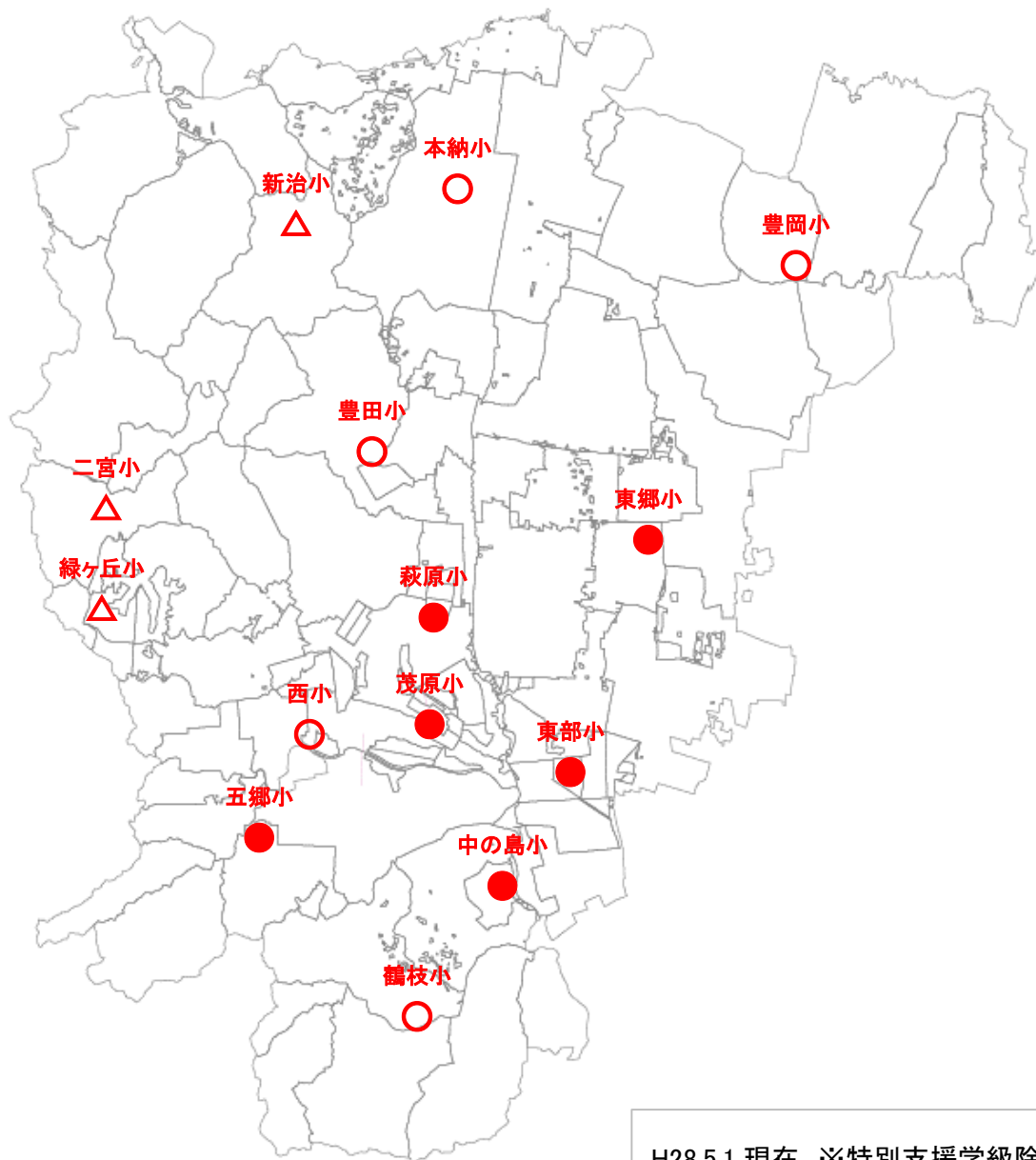
※通常、コーホート変化率法では、分母に 15～49 歳の女性人口を用いますが、概ね同じ結果が出るものとしてこのようにしました。

- ・この変化率及び出生率が今後も続くものとして、学区ごとに各年代の将来推計を計算しました。
- ・最後に、合計人数の整合がとれるよう、按分により調整しました。

(4) 学校の位置図

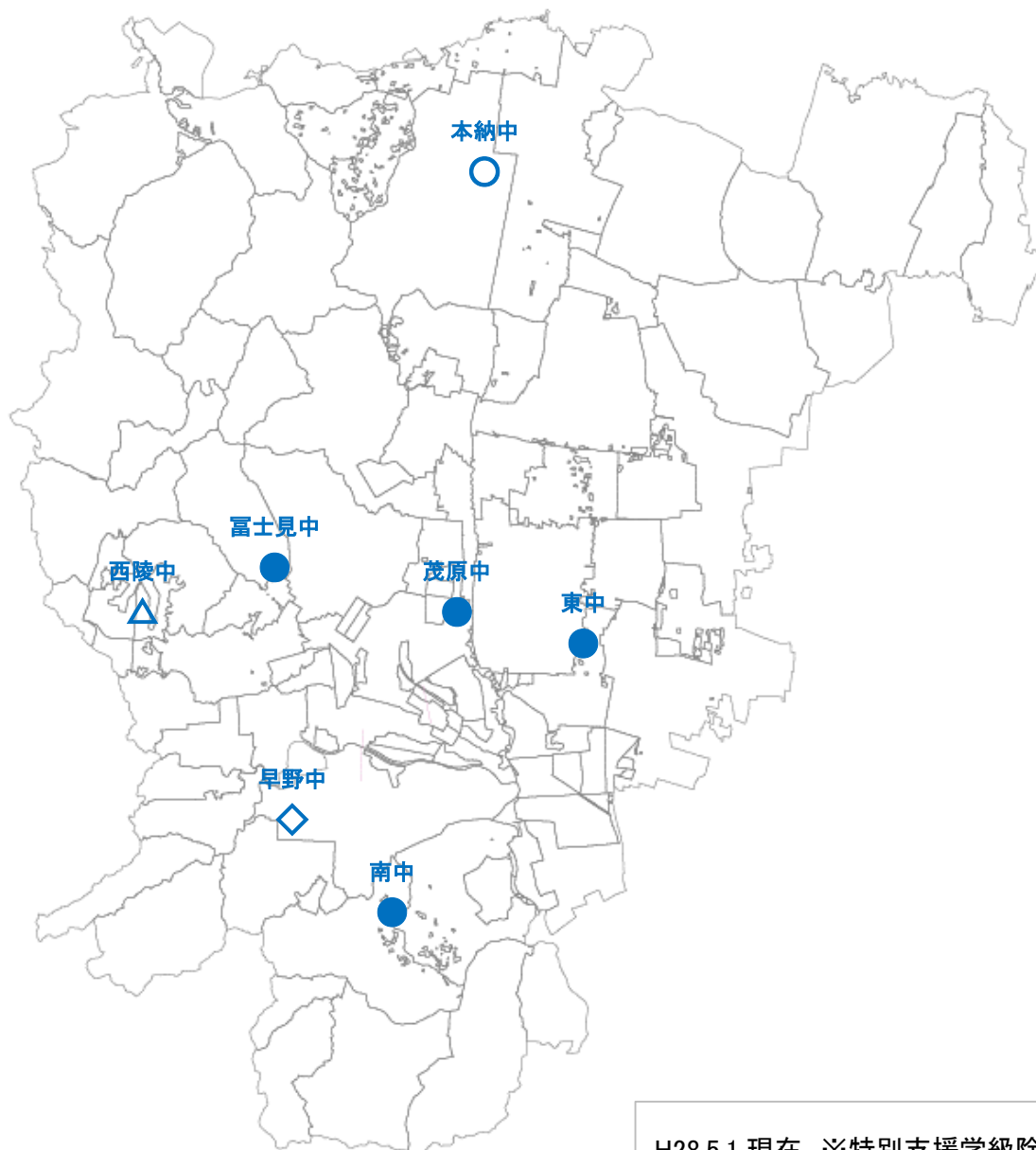
各小中学校の位置と規模を地図に表すと、以下のようになります。

小学校 H28



H28.5.1 現在 ※特別支援学級除く
 ● 12~18 学級【適正規模】
 ○ 7~11 学級
 △ 6 学級以下

中学校 H28



H28.5.1 現在 ※特別支援学級除く

- 9～18 学級【適正規模】
- 7～8 学級
- ◇ 4～6 学級
- △ 3 学級以下

Ⅲ 学校再編の基本的な考え方（基本方針）について

1. 茂原市教育施策の大綱

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成 28 年 4 月に「茂原市教育施策の大綱」を策定しました。これは、本市の基本構想、基本計画に基づき、平成 28 年からの 5 年間ににおける重点施策の基本方針を定めたものです。

基本方針 1 **社会を生き抜く力の育成**

- (1) 学力の向上
- (2) 幼児教育・保育の充実
- (3) 読書活動の推進
- (4) 国際理解教育の推進

基本方針 2 **心を育む人間教育の推進**

- (1) いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- (4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実
- (5) セーフティネットの構築

基本方針 3 **芸術・文化・スポーツの振興**

- (1) 芸術文化の創造と個性の伸長
- (2) いつでも・どこでも・だれでも学べる場の提供
- (3) 変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学習支援
- (4) スポーツ環境の充実
- (5) スポーツ・レクリエーションの普及

基本方針 4 **茂原を愛する心の育成**

- (1) 地域を担う人材の育成
- (2) 安全・安心な教育環境の確保
- (3) 文化財・伝統文化の維持、保存、活用の推進
- (4) 学校・家庭・地域連携によるコミュニティーの形成

事業の実施にあたっては、この大綱に基づき毎年度策定する「茂原市の教育方針及び重点施策」により進めていくこととしています。

平成 28 年度の取り組みとして、「基本方針 1 社会を生き抜く力の育成」の「(1) 学力の向上」の中で、「小中学校の適正規模の維持を図るため、適正配置について検討します」としており、茂原市学校再編計画審議会での議論や本計画については、これに基づき取り組んだものになります。

2. 小中学校の適正規模

法令では、小中学校の学級数について以下のように定めています。

学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条（中略）の規定は、中学校に準用する。（以下略）

また、文部科学省では、近年の人口減少や少子化の進展等により、今後、学校が過度に小規模化したり教育条件への影響が出たりすることが懸念されているとして、平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。

これを受け、茂原市教育委員会では、平成 27 年 3 月の教育委員会会議において、茂原市における小中学校の適正規模を、小学校は 12～18 学級、中学校は 9～18 学級と定めたところです。

茂原市立小中学校の適正規模について

- ・小学校の学級数は、学校教育法施行規則第 41 条により 12 学級以上 18 学級以下（1 学年 2 学級～3 学級）を標準とする。
- ・中学校の学級数は、同法第 79 条にある「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」により 9 学級以上 18 学級以下（1 学年 3 学級～6 学級）を標準とする。
- ・ただし、特別支援学級の学級数は除く。

平成 28 年 5 月 1 日時点で適正規模を満たす学校は、小学校が 14 校中 6 校（東郷小、茂原小、五郷小、萩原小、中の島小、東部小）、中学校が 7 校中 4 校（東中、富士見中、茂原中、南中）となっています。

3. 小規模校のメリット・デメリット

学校の小規模化によるメリット・デメリットとしては、以下のようなことが挙げられます。

	メリット	デメリット
学習面	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。
	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
生活面	児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 異学年間の縦の交流が生まれやすい。	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。
	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校運営面・財政面	全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 学校が一体となって活動しやすい。	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	保護者や地域社会との連携が図りやすい。	PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

※文部科学省ホームページ 中央教育審議会・初等中等教育分科会
「小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」資料より

4. 学校再編の考え方

.....
.....

これらを踏まえ、学校再編の基礎となる考え方をこのように捉えました。

(1) 教育環境の充実を最優先

- ・互いに切磋琢磨できる環境（一定の集団規模）の確保
- ・子どもたちや保護者の意見の尊重
- ・学校行事や部活動等の充実
- ・通学手段の確保
- ・通学距離に対する配慮
- ・通学における安全性の確保
- ・学区の検討
- ・使用する校舎の検討
- ・小学校と中学校との別々の検討

(2) 再編にあたっての配慮

- ・地域コミュニティへの配慮
- ・災害時の避難所としての配慮
- ・地域住民の理解
- ・学校跡地の活用方法の検討
- ・施設の老朽化への対応
- ・他の計画との整合

5. 学校再編の基本方針

4の考え方を踏まえ、学校再編の基本方針を以下のように定めます。

(1) 適正規模の維持

単学級の解消、学区の変更、一小一中の解消… (文章)

(2) 統合校の環境の充実

施設(校舎、トイレなど)の改修・改築、小中一貫教育の検討…

(3) 通学手段の確保

スクールバスの導入…

【資料2】

また、この基本方針を踏まえ、学校規模ごとの基本的な方向性は以下のとおりとします。

①小学校

全体の学級数	文科省手引の抜粋	基本的な方向性
1～5学級	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級が存在 ・一般に教育上の課題が極めて大きい 	
6学級	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない ・児童数に大きな幅があり、少ない場合は特に課題が大きい ・更なる小規模化の可能性なども勘案 	
7～8学級	<ul style="list-style-type: none"> ・1つ又は2つの学年を除きクラス替えができない ・全体の児童数なども勘案 	
9～11学級	<ul style="list-style-type: none"> ・半分以上の学年でクラス替えができる ・全体の児童数なども勘案し課題を整理 	
12～18学級	適正規模	

②中学校

全体の学級数	文科省手引の抜粋	基本的な方向性
1～2学級	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級が存在 ・一般に教育上の課題が極めて大きい 	
3学級	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない ・生徒数に大きな幅があり、少ない場合は特に課題が大きい ・更なる小規模化の可能性なども勘案 	
4～5学級	<ul style="list-style-type: none"> ・1つ又は2つの学年を除きクラス替えができない ・全体の児童数なども勘案 	
6～8学級	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね全学年でクラス替えができる ・同学年に複数教員を配置できる 	
9～18学級	適正規模	

IV 資料

1. 茂原市学校再編計画審議会について

○茂原市学校再編計画審議会規則

平成 28 年 8 月 22 日茂原市教育委員会規則第 15 号

(目的及び設置)

第 1 条 少子化により児童生徒数が減少し、多くの小中学校が小規模化している状況の中で、義務教育本来の目的を達成し、将来にわたり学校の適正規模、適正配置が維持できるよう、学校の統廃合等を審議するため、茂原市学校再編計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校の適正規模、適正配置に関すること。
- (2) 学校の統廃合に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第 2 条の所掌事務がすべて完了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

【資料 2】

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、議長は、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(傍聴)

第8条 審議会の会議の傍聴は、茂原市教育委員会傍聴人規則（平成8年教育委員会規則第8号）の規定を準用する。

(会議の記録)

第9条 教育委員会は、次の事項を記載した会議の記録を作成し、遅滞なくこれを公表するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他必要な事項

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育部教育総務課及び学校教育課において共同で処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○委員名簿

	所属団体等	氏名	区分	備考
1	元教育委員会委員	足立 俊夫	学識経験者	会長
2	茂原市自治会長連合会	永山 良吉	自治会関係者	
3	茂原市自治会長連合会	石黒 信一	自治会関係者	
4	茂原市自治会長連合会	吉井 彰	自治会関係者	
5	茂原市小中学校長会	宮本 昌典	教育関係者	
6	千葉県教職員組合長生支部	北田 秀夫	教育関係者	
7	茂原市PTA連合会	狩野 文秀	教育関係者	
8	茂原市PTA連合会	小柳 佳子	教育関係者	
9	青少年育成茂原市民会議	中山 清志	教育関係者	副会長
10	茂原市青少年相談員連絡協議会	齊田 まゆみ	教育関係者	
11	茂原青年会議所	酒井 一光	その他教育委員会が必要と認めるもの	
12	民生委員児童委員協議会	林 由利子	その他教育委員会が必要と認めるもの	

○審議会等の開催日程及び内容

回	内容	
第 1 回	日時	平成 28 年 10 月 13 日(木) 15 時～
	場所	茂原市役所 901・902 会議室
	議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会の目的等について ・ 日本及び茂原市の人口推移・推計について ・ 茂原市の児童生徒数推移・推計について ・ 小中学校の適正規模について ・ 小規模校のメリット・デメリットについて ・ 学校再編計画の概要について ・ 審議会のスケジュール（案）について
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の委嘱及び紹介 ・会長、副会長の互選 ・ 諮問書の提出 
第 2 回	日時	平成 28 年 11 月 17 日(木) 15 時～
	場所	茂原市役所 503 会議室
	議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校再編基本計画の骨子について ・ 学校規模ごとの区分けについて ・ 部活動、学校運営等の現状について ・ 学校再編計画策定までのスケジュール ・ 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ① 学校再編について <ul style="list-style-type: none"> (ア) 再編にあたり最も重視すべきこと (イ) それ以外に留意すべきこと ② 学校再編の進め方について
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者アンケートの実施について

【資料2】

保護者 アンケート	実施期間	平成28年11月18日(金)～11月30日(水)
	概要	全小中学生保護者(延べ約6,300名)に対し実施 学校を通じて配付・回収
	回収数	〇〇件
第3回	日時	平成28年12月14日(水) 15時～
	場所	茂原市役所901・902会議室
	議題	
	その他	
第4回	日時	平成29年1月19日(木) 15時～
	場所	茂原市役所503会議室
	議題	
	その他	
パブリック コメント	実施期間	平成29年1月 日()～2月 日()
	概要	審議会で作成した基本計画案に対し、パブリック コメント(市民意見の募集)を実施
	提出数	〇人 〇件
第5回	日時	平成29年3月16日(木) 15時～
	場所	茂原市役所901・902会議室
	議題	
	その他	・答申書の提出

2. 諮問書及び答申書

○諮問書

茂教総第78号

平成28年10月13日

茂原市学校再編計画審議会会長 様

茂原市教育委員会教育長 内田 達也

諮問書

茂原市学校再編計画審議会規則第2条により、次に掲げる事項についてご検討のうえ、答申いただきたく、理由を添えて諮問いたします。

諮問事項

茂原市立小中学校の再編に関する基本的な考え方について（基本計画）

（諮問理由）

本市では、少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が急速に進み、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという環境の確保が難しくなっており、部活動や学級編成、学校行事などにも影響が生じているところです。

こうした現状を踏まえ、本市の教育基本方針に沿った教育施策を遂行していくにあたって、将来にわたり適正な規模の児童生徒数を維持し、よりよい教育環境を確保するため、小中学校の再編計画を策定することが必要と考えております。

そこで、平成27年3月に市教育委員会で決定した「茂原市立小中学校の適正規模について」を踏まえ、学校再編に関する基本計画について、茂原市学校再編計画審議会において様々な角度からご検討くださるよう諮問いたします。

○答申書

平成29年 月 日

茂原市教育委員会教育長 内田 達也 様

茂原市学校再編計画審議会会長 足立 俊夫

答申書

.....

3. 各小中学校の概要

(例) 東郷小学校

施設概要

所在地	茂原市谷本 142	(写真)
創立年	1908 年 (明治 41 年)	
敷地面積	17,188 m ²	
延床面積	4,709 m ²	
土地借上げ	なし	

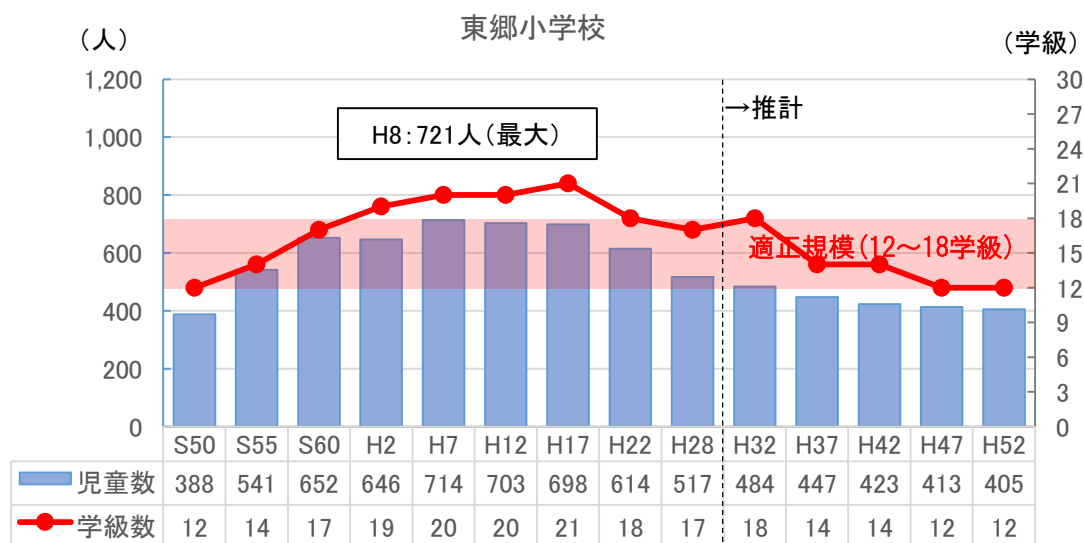
※創立年は各学校で作成している要覧より

主な構成施設 (建築物のみ)

名称	建築	延床面積	構造	階	耐震補強	備考
管理教室棟	S43	1,539 m ²	RC 造	2	H25 実施済	H6 大規模改修
教室棟	H1	1,086 m ²	RC 造	2	不要	
教室棟	S56	654 m ²	RC 造	2	不要	
教室棟	H10	458 m ²	RC 造	2	不要	
屋内運動場	S46	720 m ²	S 造	2	H23 実施済	H23 大規模改修
給食室	S57	126 m ²	S 造	1	不要	
プール附属室	S53	46 m ²	S 造	1	不要	
屋外便所	H24	80 m ²	RC 造	1	不要	

※RC 造…鉄筋コンクリート造、S 造…鉄骨造

児童生徒数及び学級数の推移



※H28 までの数は、各年 5 月 1 日現在の実績

4. 保護者アンケートの概要

5. 計画素案に対するパブリックコメントの概要